

## 「流通環境整備事業」業務委託に係る仕様書

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。

国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 委託事業名

「流通環境整備事業」業務委託

### 2 事業実施期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

### 3 目的及び事業概要

「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進支援）」（以下「県外出荷促進支援」という。）及び「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（流通環境整備事業）」（以下「流通環境整備事業」という。）の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業の計画策定及び計画に基づく進捗管理の支援をハンズオンにて行う。

#### （1）県外出荷促進支援における「物流合理化計画」策定支援及び進捗管理

計画の進捗管理においては、管理会計の手法を用いるものとし、「予算管理」「原価管理」「経営分析」「資金繰り管理」等の支援による補助事業者の経営力向上にも努めるものとする。

#### （2）流通環境整備事業における補助事業者へのハンズオンによる支援

補助事業者への対象経費の補助と併せてハンズオン支援を行うことで、プロジェクトの自立・持続化を促進し、県産農林水産物の持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築を図る。

### 4 委託業務内容

受託者の行う事業の詳細については、以下の（1）から（4）のとおりとする。

なお、翌年度以降においては、必要に応じて年度末に審査会を実施し、事業期間、事業規模及び事業内容の見直しを行う場合がある。

## （1）事業実施のために必要な人員の設置

県外出荷促進支援における「物流合理化計画」策定支援及び同計画の進捗管理を行う計画策定アドバイザーとして、財務会計並びに管理会計の知識が豊富で、経営計画の作成や月次決算に伴う進捗管理等の支援に関する能力・経験を有する者を設置する。その他必要な人員を設置する。

流通環境整備事業におけるハンズオン支援を行うコーディネーターとして、補助事業者のプロジェクトの進捗管理、自立・持続化に向けた支援を行う上での知識や支援経験を有し、幅広い情報・人的ネットワークを有する者を設置する。その他必要な人員を設置する。

## （2）物流合理化計画策定支援の実施

補助事業者に対し、物流合理化計画の策定や管理会計に基づく月次の進捗管理などの巡回指導による実行支援を通じて補助事業者の収益向上を図る。

また、本支援の支援事例を活用しながら、補助事業者に対し、管理会計の手法を用いた経営について普及促進を図る。

### ① 支援対象者の選定

支援対象者の選定にあっては、補助事業者の中から沖縄県と協議の上選定すること。県が開催する補助事業者対象の説明会等において、募集案内を行うこと。

### ② 物流合理化計画策定及び進捗管理の実行支援

受託者において計画策定アドバイザーを中心とした支援チームを編成して行う。また物流合理化計画の策定や月次の進捗管理においては、支援対象者の有する経営基盤や事業者を取り巻く経営環境も踏まえながら、計画の実行が持続的な取組となるよう効率的かつ効果的な支援を実施すること。

### ③ 管理会計による経営管理の普及促進

受託者は、セミナー開催や支援事例の紹介等を通じて、支援対象者に対し管理会計の手法を用いた経営管理の普及促進を図る。

## （3）流通環境整備事業におけるハンズオン支援について

補助事業者のプロジェクトが、効率的かつ効果的に推進されるように支援するとともに、プロジェクトの自立・持続化を促進するための支援を実施する。

また、沖縄県の担当者と連携して交付決定、中間検査及び確定検査等の支援業務を行う。

① 流通環境整備事業に係る企画公募（実証事業・流通改善事業）

流通環境整備事業の周知方法の提案、説明会の開催、応募書類の受付、事業者からの照会対応を行う。

② 応募プロジェクトの採択審査及び採択者説明会の開催（実証事業）

応募プロジェクトを取りまとめ、採択事業を選定するために採択審査委員会を開催する。審査結果は取りまとめた上で、沖縄県に報告するものとする。また、補助金經理事務処理等の説明会開催等の業務を行う。

③ 補助事業者へのハンズオン支援の実施（実証事業・流通改善事業）

補助事業者のプロジェクトが、効率的かつ効果的に推進されるよう支援するとともに、プロジェクトが自立・持続化を促進するための支援を実施する。また、沖縄県の担当者と連携して交付決定、中間検査及び確定検査等の支援業務を行うものとする。

（4） 成果報告会及び継続審査会の開催（実証事業）

採択事業の成果を報告する成果報告会を開催する。次年度に継続予定の事業がある場合には、報告会と合わせて継続審査委員会を開催する。審査結果は取りまとめた上で、沖縄県に報告するものとする。

（5） 活動目標・評価の観点に基づく事業報告

本事業の効果を検証するため、受託者は沖縄県の設定する活動目標や評価の観点に基づき、本事業により得られた効果やその内容分析等を記載した事業報告を行う。

沖縄県の設定する活動目標及び評価の観点

	活動目標	評価の観点
物流合理化計画策定支援及び進捗管理	15者以上 (※)	○補助事業者への普及促進が図られたか。 ○支援対象者に収益改善見込みがみられたか。
流通環境整備事業ハンズオン支援 (実証事業)	6件以上	○補助事業者の自立・持続化に向けた具体的な取り組みが生じたか。 ○補助事業プロジェクトは効率的かつ効果的に遂行されたか、県産農林水産物の持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に向けてどのような成果があがったか。

※補助対象者が15者未満の場合は、この限りではない。

## **5 受託者における経費の計上**

各経費は税抜価格とし、別途消費税を併記して提出すること。経費の費目については以下の内容とし、単価、月数、回数、個数等、見積条件がわかるよう明記するとともに、経費ごとに設定単価の根拠となる基準表等を添付すること。

- (1) 人件費（計画策定支援アドバイザー、コーディネーター、その他必要な人員の設置に要する経費）
- (2) 報償費（専門家及び講師等への謝金）
- (3) 旅費（職員の出張又は専門家等招聘に係る経費）
- (4) 需用費（燃料費等）
- (5) 印刷製本費（事業広報や成果普及に用いる印刷物）
- (6) 通信運搬費（本事業に用いることが特定・確認できるものに限る）
- (7) 使用料及び賃借料（会場使用料、事務用品リース料等）
- (8) 委託費（事業を行うのに必要な経費であり、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものの一部を委託するのに必要な経費であり、沖縄県の承認を得たものに限る）
- (9) 一般管理費 ((直接人件費 + 直接経費 - 再委託費) × 10/100 以内とする。)
- (10) 消費税

※一般管理費は、(直接人件費 + 直接経費 - 再委託費) × 10/100 以内とする。

上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者ができない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

（請負契約の例：パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

※事業終了時には証憑を検査し、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする。（一般管理費を除く）

※事業費の支払いについて、実績報告の検査後、支払う。ただし、委託者が必要な経費の支払を認める場合は、受託者は契約期間中2回まで概算払を請求することができる。

（1回目：契約額の3割以内、2回目：契約額の8割以内（1回目請求分を含む））

## **6 再委託について**

### **(1) 一括再委託の禁止等**

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合

は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営などの統轄的かつ根幹的な業務

（2）再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

（3）再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

チラシ、ポスター等広報物の制作

資料の収集、整理

複写、印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 7 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県農林水産部流通・加工推進課と協議すること。

## 8 その他

本事業に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と県との協議によることとする。